

各部署の諸課題について

平成29年2月

廃棄物処理制度及び特定有害廃棄物等の輸出入の規制等に関する検討状況

廃棄物処理制度専門委員会報告書

基本的視点

- ・ 更なる適正処理の推進に向けた取組
- ・ より一層の健全な資源循環の推進に向け、更なる取組を検討

主な論点

(1) 産業廃棄物の処理状況の透明性の向上

優良産業廃棄物処理業者認定制度による処理状況情報の公開

(2) マニフェストの活用

- ・ マニフェストの虚偽記載等の罰則強化の検討(P)
- ・ 一定規模以上の特別管理産業廃棄物排出者に電子マニフェスト使用を義務化

(3) 廃棄物を排出する事業者の責任の徹底

- ・ 排出事業者の責任の徹底について改めて周知
- ・ 適正な対価を負担せずに委託することの防止や、処理料の支払い方法の適正化の検討

(4) 廃棄物の不適正な取扱いに対する対応の強化

- ・ 許可を取り消された者に対する必要な命令及び処理困難通知の発出

(5) 廃棄物処理における有害物質管理の在り方

- ・ 有害物質に関する情報伝達の義務付け
- ・ 残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約の規制対象物質を含む廃棄物を特別管理産業廃棄物へ指定するか、「POPs含有産業廃棄物」として上乗せの処理基準を規定

(6) 廃棄物の適正処理の更なる推進に関するその他の論点

- ・ 適正な処理が困難とされている廃棄物や建築物の解体時等における残置物の取扱い、移動式がれき類等破砕施設の位置づけの検討

(7) 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組及び廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

- ・ 有害物質が含まれた使用済電気電子機器等の使用済物品(いわゆる雑品スクラップ)について、届出(登録)、処理基準の適用等の規制
- ・ バーゼル法の見直しを踏まえた、同法との二重手続等の改善

(8) 優良な循環産業の更なる育成

- ・ 優良処理業者認定の基準強化とあわせた優遇措置の検討
- ・ 廃棄物処理に関する優良な人材の育成

(9) 廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

建設汚泥等の有用活用や広域利用に係るモデル事業の実施等

(10) 廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化

3R技術の社会実装に向けた実証、廃熱利用の更なる拡大、収集運搬車の低炭素化

(11) 廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し

特例的に親会社と子会社を一体のものとして取り扱うための措置(業の許可を不要とする)等

(12) 地方自治体の運用

国内・輸出入
における
雑品スクラップ
対策



特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会報告書

基本的視点

- ・ 輸出及び輸入の双方について、環境汚染等が生じるリスクに応じて規制水準の適正化を図る。

主な論点

(1) 使用済鉛蓄電池の輸出増大等を踏まえた輸出先での環境上適正な管理の確保

- ・ OECD加盟国を仕向地とする輸出であっても適正処理に関する確認を強化
- ・ 輸出先での環境上適正な管理方法などの環境大臣の審査基準を明確化

(2) 雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応

特定有害廃棄物等の範囲の明確化と該非判断基準の整備

(3) 我が国からの輸出に係るシップバック対応の円滑化

輸出先国でバーゼル条約の対象物であることが明確になっている場合に、当該輸出先国向けのものについてはバーゼル法の規制対象物とする方策についても検討

(4) OECD加盟国向け輸出手続の簡素化

OECD加盟国向けの事前同意施設での処理を目的とする場合の輸出手続の簡素化(3年間の包括同意等)

(5) 廃棄物処理法とバーゼル法の輸出における二重手続の改善

廃棄物処理法との二重手続の改善

(6) 環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入手続の簡素化

EUの制度を参考にしつつ、環境汚染リスクの低い廃電子基板等について、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認を不要とする

(7) 我が国への輸入に係るシップバック対応の円滑化

再輸出する際のバーゼル法に基づく外為法の輸出承認を不要とする

(8) 処理技術の進展等を図るための試験分析目的での輸出入の円滑化

輸入承認手続や輸出承認手続の簡素化

(今後の課題)

- ・ バーゼル条約とWTO協定に適合した制度の在り方について
- ・ 抑止力の確保について
- ・ シップバックへの対応について
- ・ リユース品の扱いについて
- ・ 廃棄物処理法との一体的な措置

輸出関係

輸入関係

輸出入関係

雑品スクラップ



適正処理の推進

健全な資源循環

その他

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の期限内処理について

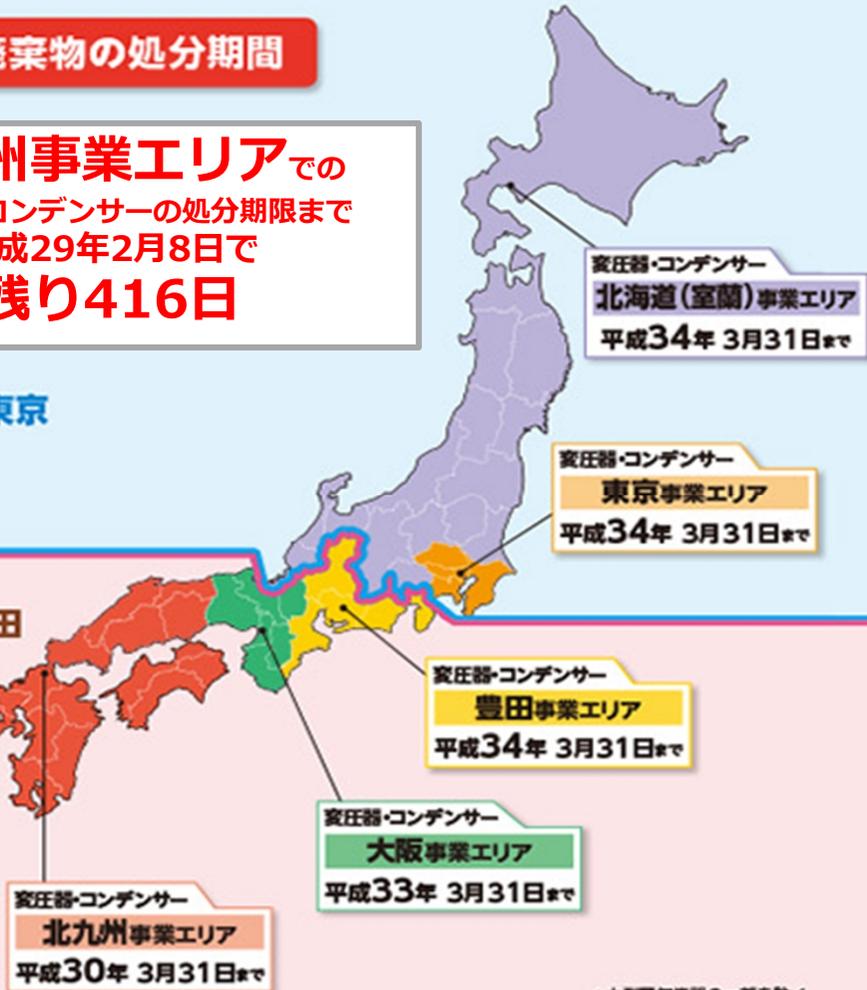
- PCB(難分解性で慢性毒性を有する化学物質)は、カネミ油症事件(昭和43年)を契機に社会問題化。
- 昭和47年以降製造中止。民間主導で全国39カ所に処理施設設置が試みられたが、30年以上処理されず。
- 現在、国が中心となり、立地地域関係者の理解と協力の下、JESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)により全国5か所に処理施設を整備し、処理を実施。未だに蛍光灯安定器からの漏洩事案が発生(※)
- 処分期間は、**最短で平成29年度末**。期間内処理を確実にするため**徹底した掘り起こしと周知が必要**。

高濃度PCB廃棄物の処分期間

北九州事業エリアでの
変圧器・コンデンサーの処分期限まで
平成29年2月8日で
残り416日

安定器及び汚染物等*
北海道(室蘭)・東京
事業エリア
平成35年
3月31日まで

安定器及び汚染物等*
北九州・大阪・豊田
事業エリア
平成33年
3月31日まで



*小型電気機器の一部を除く。

※確認されている最近のPCB漏洩事案

<平成28年8月>

北海道庁の出先機関(十勝総合振興局)で、蛍光灯安定器からPCBが漏洩。

<平成28年8月>

北海道内の公民館で、蛍光灯安定器からPCBが漏洩。

<平成27年8月>

静岡県内の高等学校で、蛍光灯安定器からPCBが漏洩。

<平成26年10月>

福岡県内の警察学校で、蛍光灯安定器が破裂し、PCBが漏洩。

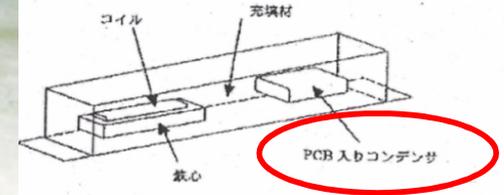
変圧器



コンデンサー



安定器



PCB廃棄物処理に係る政府の取組

<関係者連携の促進>

- 国(環境省、経産省)、関係自治体、電気保安関係事業者、日本電機工業会(JEMA)、日本照明工業会(JLMA)、処理業者(JESCO)から構成される「PCB廃棄物処理関係者連絡会」を各地域で開催し、関係者間で取組の共有等を実施。
- 経済産業省において、電気事業法に基づき、電気主任技術者の職務として高濃度PCB含有電気工作物の有無を確認することを追加。

<周知・広報>

- 平成28年9月から平成29年2月にかけて、全国19カ所(各会場150名程度)で事業者向けの説明会を実施(経産省・環境省で共催)。制度改正の内容や、処理に向けた手続き、PCB使用機器の掘り起こしの方法等を直接説明。
- 四国・中国・九州・沖縄各県の変圧器・コンデンサーの処分期間の末日(平成30年3月31日)まで500日を迎えた11月16日には、関係省庁及び自治体のTwitter等により一斉広報を実施。今後も、様々なメディアを活用し周知広報を図っていく。

今年度発生した主な自然災害の概要について

災害名	発生年月	災害の種類	損壊家屋数※	環境省の対応
熊本地震	H28年4月	地震	全壊：8,386 半壊：32,674 一部損壊：140,158	<ul style="list-style-type: none"> 九州地方環境事務所に対策本部設置 本省及び九州地方環境事務所以外の4事務所から職員を派遣・常駐し、災害廃棄物処理に関する技術的助言・支援、片づけごみ等の広域支援の調整、災害廃棄物の広域処理の調整を実施 政府・現地対策本部に九州地方環境事務所より、職員を派遣 熊本地震に伴う災害廃棄物処理等に関する説明会を熊本県庁で開催 災害廃棄物処理・施設復旧の財政支援を実施 等
台風9, 10, 11号 (北海道、岩手県等)	H28年9月	洪水	全壊：504 半壊：2,383 一部損壊：1,455 浸水被害：4,748	<ul style="list-style-type: none"> 北海道及び東北地方環境事務所に災害対策本部を設置 地方環境事務所職員及びD. Waste-Netの専門家を現地に派遣し、災害廃棄物処理に関する技術的助言・支援を実施（仮置場確保や分別等） 県主催の説明会において、地方環境事務所職員が申請方法や留意事項について説明 災害廃棄物処理・施設復旧の財政支援を実施 等
鳥取中部地震	H28年10月	地震	全壊：12 半壊：95 一部損壊：12,525	<ul style="list-style-type: none"> 地方環境事務所職員及びD. Waste-Netの専門家を現地に派遣し、災害廃棄物処理に関する技術的助言・支援を実施（仮置場確保や分別等） 災害廃棄物処理・施設復旧の財政支援を実施 等
新潟県糸魚川大火	H28年12月	強風	全壊：120 半壊：4	<ul style="list-style-type: none"> 地方環境事務所職員及びD. Waste-Netの専門家を現地に派遣し、廃棄物の発生状況の把握及び廃棄物処理にあたっての技術的事項の伝達等を実施 災害廃棄物処理の財政支援を実施 等

※内閣府防災担当とりまとめの被害報等より作成

(参考) 主な自然災害による災害廃棄物発生量

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
東日本大震災	H23年3月	3100万トン (津波堆積物1100万トンを含む)	全壊：118,822 半壊：184,615	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災	H7年1月	1500万トン	全壊：104,906 半壊：144,274 一部損壊：390,506 焼失：7,534	約3年
熊本地震	H28年4月	316万トン ^(※1) (推計値)	全壊：8,386 ^(※2) 半壊：32,674 ^(※2) 一部損壊：140,158 ^(※2)	2年 ^(※1)
新潟県中越地震	H16年10月	60万トン	全壊：3,175 半壊：13,810 一部損壊：103,854	約3年
広島県土砂災害	H26年8月	52万トン	全壊：179 半壊：217 一部損壊：189 浸水被害：4,164	約1.5年
伊豆大島豪雨災害	H25年10月	23万トン	全壊：50 半壊：26 一部損壊：77	約1年
関東・東北豪雨 (常総市)	H27年9月	5万2千トン	全壊：53 半壊：5,054 浸水被害：3,220	約1年

(※1) 災害等廃棄物処理事業費補助金の査定に当たり市町村が推計した災害廃棄物発生量の合計

(※2) 平成28年1月24日現在 (被災棟数については、現在も調査中であるため、変動する見込み)

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要

<背景・趣旨>

- 環境研究・技術開発は、持続可能な社会の構築に不可欠なグリーン・イノベーションの基礎を成すものであり、環境研究・技術開発の効果的な推進方策を提示した、平成27年の中央環境審議会答申においても、研究成果の最大化や効率的な運営体制の構築が求められている。
- また、研究開発力強化法（平成20年法律第63号）等においても、競争的資金を含む公募型研究開発に係る業務の独立行政法人への移管などを通じて、弾力的な運用等その効率的な運用を図ることが求められている。
- このため、環境省本省で行っている競争的資金である環境研究総合推進費の配分業務等を、独立行政法人環境再生保全機構に行わせることで、複数年度にわたる契約の締結を可能にする等、環境研究総合推進費の効率的・効果的な推進を図る。

※ 競争的資金とは、資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金のことをいう。

1. 機構の目的の改正

機構の目的に、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発に係ることを追加する。

2. 業務の範囲の改正

機構の業務に、以下のものを追加する。

- ① 大学、国立研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うこと。
- ② ①に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- ③ 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うこと。

3. 守秘義務規定の新設

機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、2. ①から③までに掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととするとともに、違反者についての罰則を設ける。

※ その他、補助金等適正化法の準用や区分経理等所要の規定の整備を行う。

6 ※ 施行期日：平成28年10月1日

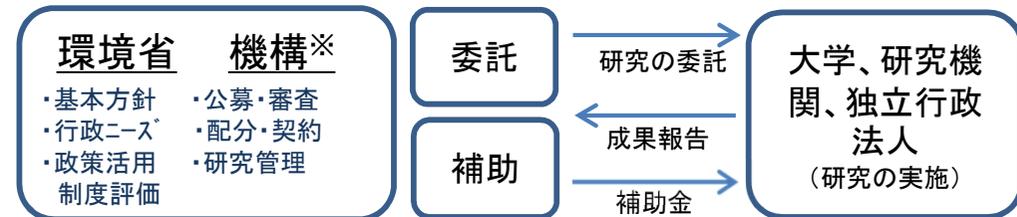
環境研究総合推進費の概要

背景・目的

地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施する。

事業スキーム

競争的資金制度による交付



※(独)環境再生保全機構

事業概要

環境省が必要とする研究テーマ(行政ニーズ)を提示して、公募を行い、広く産学民官の研究者から提案を募り、評価委員会及び分野毎の研究部会の審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金である。29年度は「パリ協定」を踏まえて、気候変動への柔軟なシナリオづくり、適応関連の研究開発を重点的に実施する。また、研究の高度化や効率化を目指したオープンデータ化に取り組む。

期待される効果

(ア)環境政策の立案、及び政策の実施、(イ)直面する環境問題解決、(ウ)国際的取り組みや交渉及び政府間パネル等への科学技術的支援、(エ)潜在的な環境リスク要因分析、(オ)環境行政推進に必要な計測分析技術の開発・高度化、(カ)各種審議会・検討会等における指摘への対応、(キ)諸外国との環境政策や研究開発の協力関係構築

公募・審査の実施

- 必要性・有効性・効率性等の観点から審査を実施
- 行政ニーズ適合性評価を強化

[研究部会(研究分野毎)]

- 統合部会
- 低炭素部会
- 資源循環部会
- 自然共生部会
- 安全確保部会
- 戦略研究プロジェクト部会

「行政ニーズ」提示

研究開発の実施

- 戦略的研究開発領域 (温暖化対策の中長期的取組・適応関連研究等)
年間予算：3億円以内、期間：5年以内
- 環境問題対応型研究開発領域 (温暖化対策の中長期的取組・適応関連研究等)
年間予算：数百万円～4千万円、期間：3年以内

イメージ

研究成果の評価・活用

- 研究成果の評価公表
- 中間評価結果は次年度以降の予算に反映

環境政策への活用

※研究成果をフィードバック

水銀等による環境の汚染の防止に関する計画(案)について

計画(案)の位置づけ

○水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約の確かつ円滑な実施を確保するための法定計画(水銀汚染防止法第3条)。

○水銀汚染防止法のみならず、関係法令に基づく水銀対策の全体像を包括的に示し、各種施策の密接な連携を確保するもの。

○水銀汚染防止法第3条の施行(水銀に関する水俣条約の発効と同日)後に、審議会の意見を聴いた上で同条に基づく計画として告示するとともに、水俣条約第20条に従い、条約事務局に提出予定。

計画(案)で定める事項

1. 水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項

○「フーキリー・ミツム」の環境の実現に向けた国内法令による措置

⇒条約に規定される措置のみならず、それを上回る措置及び我が国独自の措置を講ずる。

<条約を上回る措置及び我が国独自の措置の具体例>

・一定量以上の水銀を含有する「特定水銀使用製品」の一部について、

(1) 条約の規定より厳しい水銀含有量基準を設定

(2) 製造禁止時期(廃止期限)を条約の規定より前倒し

・水銀を使用する製品の分別排出及び回収に係る国・市町村・事業者の責務を規定

2. 国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項

○関係主体の役割分担

⇒計画の実施主体は国が中心となるが、各措置は、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民といった社会の構成員である全ての主体がそれぞれの責務を踏まえ、共通の認識の下に、互いの連携、協力を密にして講ずる。

3. その他条約の確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項

実施状況の点検・見直し

○水銀に関する水俣条約関係府省庁連絡会議において、第1回締約国会議で決定される条約の実施状況の報告の間隔に合わせ、実施状況の点検を行う。

○関係府省庁連絡会議は、点検の結果及び締約国会議が作成する手引等を勘案して、条約やその国内における実施に係る法令が改正された場合など、必要に応じて、計画の見直しを行う。

石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について(概要)

- 石綿健康被害救済制度については、平成23年8月の改正法の附則に基づき、中央環境審議会「石綿健康被害救済小委員会」(平成28年1月設置)において制度の施行状況を審議(平成28年4月～)。
- 小委員会では、患者・家族や専門家からのヒアリングも行いつつ審議を行い、現行制度の施行状況を踏まえた論点及び今後の方向性を整理(平成28年12月取りまとめ)。

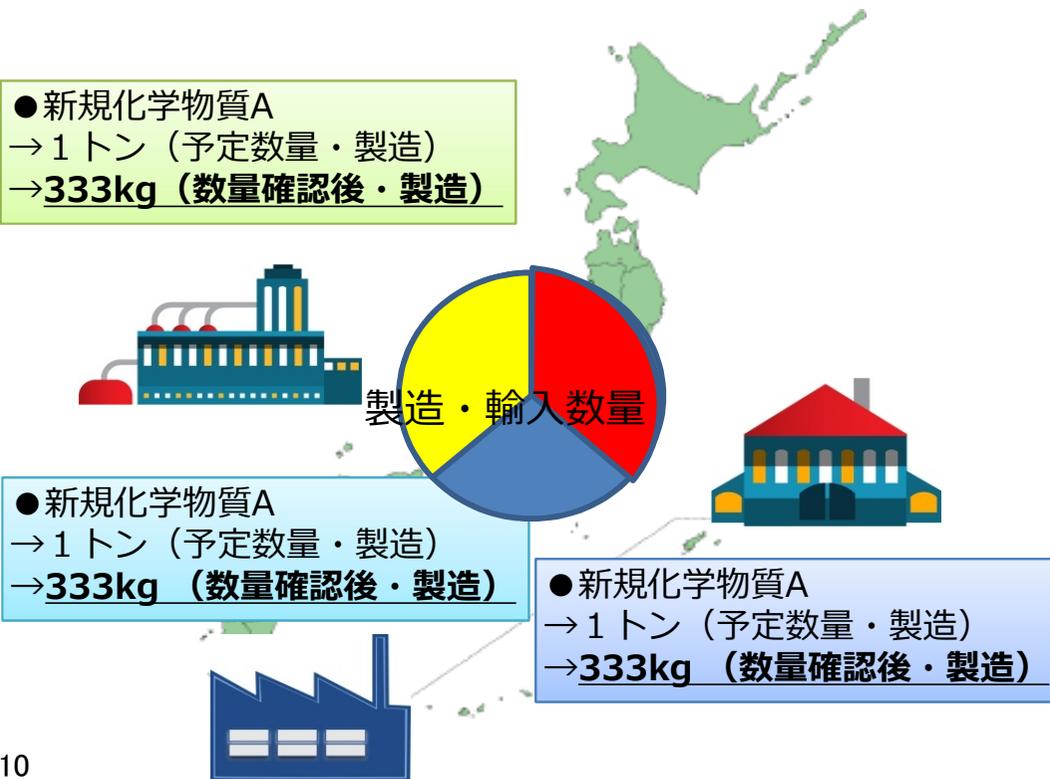
指摘された論点	今後の方向性
<p>○救済給付 (充実すべきとの意見と、現行の考え方を維持すべきとの意見あり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当面は、<u>現行制度の基本的考え方に基づき安定的かつ着実な制度運営</u>を図り、<u>迅速な救済を更に促進</u>。 ○ 今後、救済制度の被認定者の<u>介護等に関する実態</u>について調査。
<p>○指定疾病 (拡大すべきとの意見と、重篤なものに限るべきとの意見あり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な病態を一律に対象とすることは困難だが、今後、<u>良性石綿胸水のうち重篤な病態</u>について、新たに救済対象として取り扱うことができるか、その基準も含めて検討。
<p>○肺がんの基準 (作業従事歴も用いて判定すべきとの意見と、医学的所見のみで判定すべきとの意見あり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石綿ばく露作業従事歴を用いた肺がんの判定については結論されず。 ○ 今後、肺がん申請者の<u>作業従事歴等</u>について知見の収集を継続するとともに、救済制度への<u>申請につながるよう作業従事歴等の活用</u>を周知。
<p>○制度運用 (制度周知、認定迅速化等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救済制度や医学的知見について<u>医療関係団体への更なる周知</u>を実施。特に<u>石綿肺がんに関する周知を重点化</u>。 ○ <u>中皮腫患者</u>に対し、救済制度や地域の医療・介護・福祉サービス等に関する<u>総合的な情報提供</u>を検討。 ○ 肺がん判定のための<u>繊維計測の迅速化</u>や<u>認定申請の合理化</u>等を図る。
<p>○健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在実施中の「<u>石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査</u>」を対象地域の拡大に努めながら<u>継続</u>し、<u>健康管理の在り方</u>について引き続き検討。
<p>○調査研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中皮腫の診断・治療の向上のため、救済制度での<u>認定症例の収集</u>等を継続するとともに、<u>がん登録制度の活用方法</u>を検討。
<p>○定期的な見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>5年以内</u>に制度全体の施行状況の評価・検討を改めて行う。

化審法見直し合同会合の審議状況① 特例制度の見直し案

○特例制度の確認の基準となる全国上限値を「製造・輸入予定数量」から、製造・輸入数量と用途に応じた排出係数から算出される「環境排出量」に変更する。

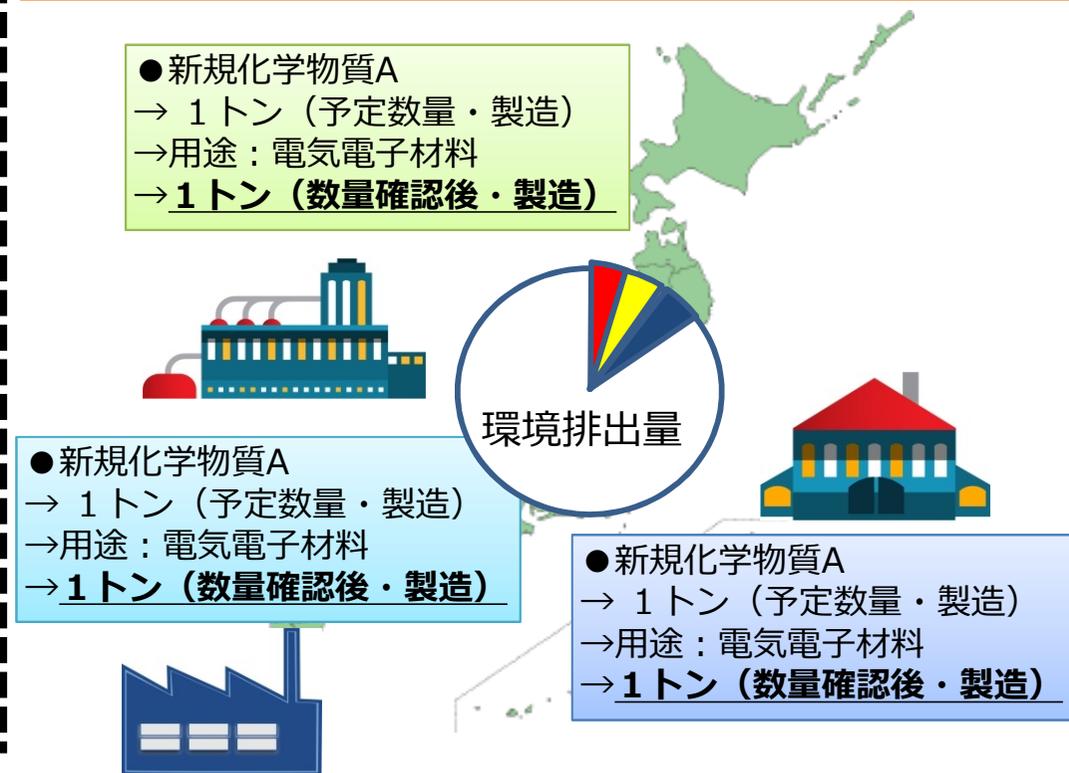
合理化前：全国上限（製造・輸入予定数量）

- 新規化学物質Aについて、3社から1トンずつの予定数量で申出された場合、3等分した333kgに数量調整し、国が確認を行う。



合理化後：全国上限（環境排出量）

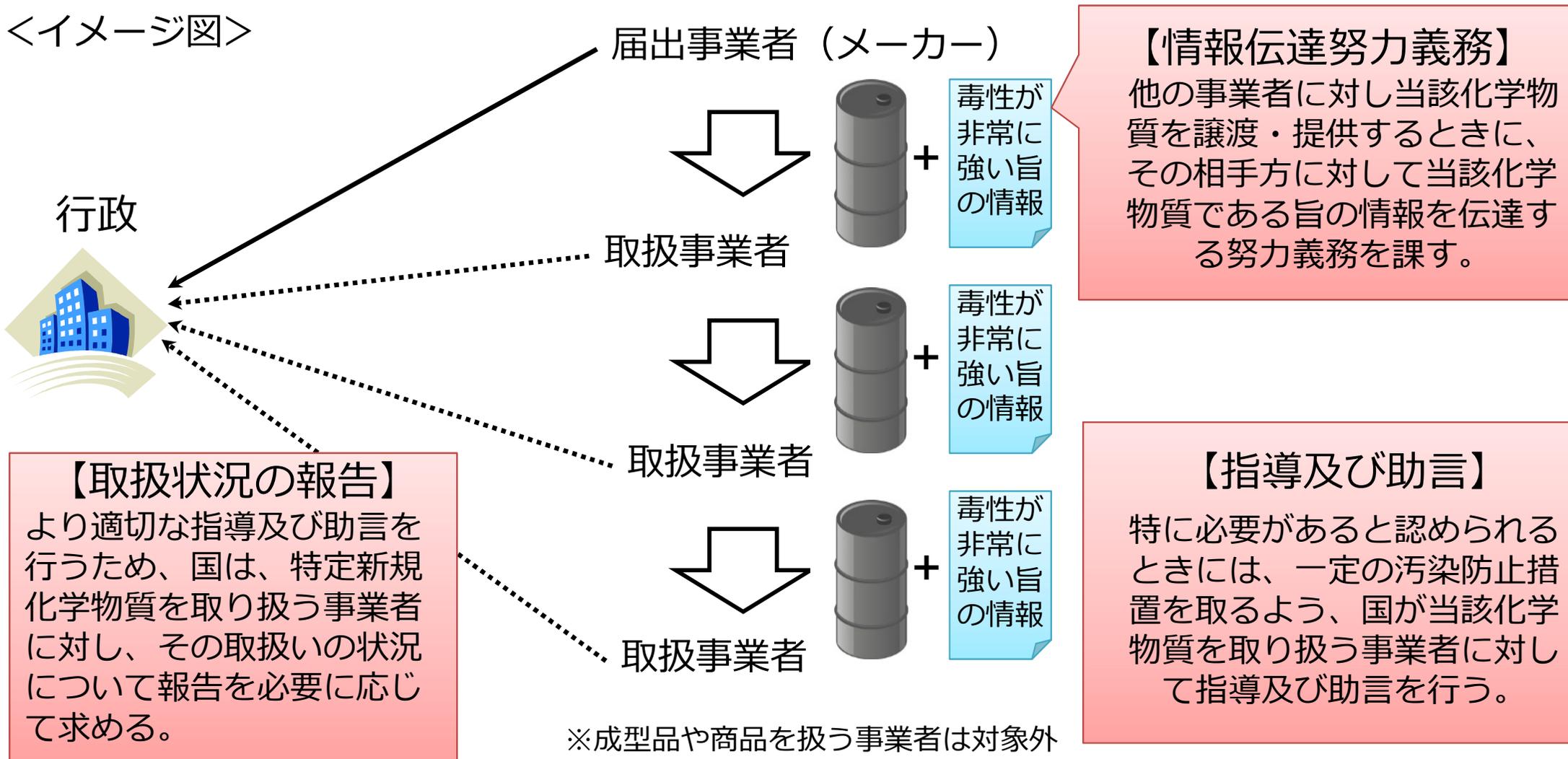
- 用途に応じて固有の数値である「排出係数」を用いて、 $(\text{環境排出量}) = (\text{製造・輸入数量}) \times (\text{排出係数})$ を算定できる。
- 例えば、電気電子材料の排出係数0.0012を用いると、製造輸入量1トンで環境排出量は1.2キロになり、3社の合計排出量3.6キロは1トンを超えないので数量調整の必要はない。



化審法見直し合同会合の審議状況② 特定新規化学物質への管理措置

○特定新規化学物質について、不用意に環境中に排出されないよう、事業者に適切
な取扱いを促すため、以下の措置を講じてはどうか。

<イメージ図>



土壌汚染調査・対策の流れ

調査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(操業を続ける場合は一時的に免除)
- 大規模な土地の形質変更時等

汚染あり

区域指定

- ①要措置区域
(汚染の除去等の措置が必要な区域)
→ 汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示
- ②形質変更時要届出区域
(汚染の除去等の措置が不要な区域)
→ 土地の形質の変更を行う場合は、その都度、届出が必要

汚染土壌の搬出規制

- ①②の区域内の土壌の搬出の事前届出
- 区域外搬出は汚染土壌処理施設での処理のみ可能

1. 未調査の土地の土壌汚染の捕捉強化

- 調査の一時的免除中(廃止施設の約7～8割)又は操業中の施設の敷地における土壌汚染状況の把握が不十分であり、地下水汚染の発生や汚染土壌の拡散が懸念。

今後の方向性

- 一時的免除中又は操業中の施設の敷地において、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合に届出を義務付け。必要に応じて調査を実施。

2. 不適切な対策の未然防止

- 汚染の除去等の措置が必要な区域において、適切な措置が計画・実施されていない場合、是正の機会がなく、リスク管理が不十分。

- 都道府県への措置実施計画提出、措置完了の報告等を規定。

3. リスクに応じた合理的な規制

- 臨海部の専ら埋立材等に由来する汚染のある工業専用地域は、健康被害のおそれが高いが、大規模な土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出・調査が必要。

- 臨海部工業専用地域の特例として、健康被害のおそれがない等の条件を満たした土地は、都道府県知事により自主管理の承認を得た場合、土地の形質変更等の届出を、事後に年一回程度に変更。

- 基準不適合が自然由来等による土壌であっても、区域外に搬出される場合には、汚染土壌処理施設での処理が義務付けられており、工事に支障。

- 自然由来基準不適合土壌等について、一定の要件を満たした工事での活用を、確認の上、可能とする。

4. その他

- 土地の形質変更の際の届出・調査手続きの迅速化、土壌汚染状況調査への協力義務づけ等の施設設置者の役割強化、要措置区域等における土地の形質変更の施行方法等や認定調査の合理化等が必要。

我が国における野生生物の保護と管理の一層の推進

講ずべき措置の概要

(1) 二次的自然に分布する種について、商業目的での業者による大量捕獲等のみを抑制することができるよう制度改正等を検討する必要がある。

昆虫類、魚類、両生類等を想定 →
 ✓ 大量捕獲等の抑制による希少種の保全
 ✓ 保護増殖事業や生息地等保護区による保全

(2) 希少野生動植物種の生息域外保全等を行う動植物園等についての認定制度を創設し、積極的な連携を図るとともに、取組を支援することを検討する必要がある。

(3) 国際希少野生動植物種の生体について、登録の有効期限を設定するとともに、実務上可能な種について、個体識別措置の導入を検討する必要がある。更に、象牙事業者については、届出制を登録制とする等、事業者管理体制の強化を検討する必要がある。

(4) その他、多様な主体による効果的な保全対策の実施、適切な登録業務の更なる推進、戦略的な絶滅危惧種保全の推進、科学的な絶滅危惧種保全の推進等のために、必要な措置を記載。

現状と課題

レッドリストでは、3,596種が絶滅危惧種となっており、種の保存法の指定種の増加が急務。しかし、二次的自然に分布する種は身近だけに、指定に伴う捕獲等・譲渡し等の規制が、調査研究や環境教育等の推進に支障を及ぼすため、現行の規制対象種とするには問題もある。



汽水・淡水魚類

チョウ類



両生類

写真提供：自然環境研究センター



例) スローリス

写真提供：自然環境研究センター

野生動植物種の生息・生育状況の悪化に伴い、生息域外(飼育下)における積極的な保護増殖が必要な種は増大の一途。政府の力だけで実施していくことは限界があることから、動植物園等と密接に連携し、取組を促進することが不可欠。

○国際希少野生動植物種は、高額で取引されているものが多い。商業目的で繁殖させた個体等については、登録した上で登録票とあわせて譲渡し等を行うことができるが、登録票の返納数が少なく、未返納の登録票を、違法に入手した別の個体の登録票として不正に流用した事件も発生。また、象牙等を扱う特定国際種事業者の違反事例等を確認。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について(答申概要)

名古屋・クアラルンプール補足議定書に対応した国内措置のあり方について

答申※（概要）

※ 中央環境審議会自然環境部会遺伝子組換え生物等専門委員会「バイオセーフティに関する名古屋・クアラルンプール補足議定書に対応した国内措置のあり方について 答申」

背景

◆平成22年、第5回カルタヘナ議定書※締約国会合（於：名古屋）で「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書（仮称）」が採択された。

※ 遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響を防止するための議定書。平成15年9月発効。我が国は、「遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」で国内担保済。

◆補足議定書は、国境を越えて移動する遺伝子組換え生物等により損害（生物多様性への著しい悪影響）が生じた場合に、対応措置（生物多様性の復元等）をとることを締約国に求める。

◆現在のところ未発効。36か国及びEUが締結済（発効要件は40か国の締結）。

<現行カルタヘナ法の概要>

- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の事前の承認手続等を規定することにより、生物多様性を損なうおそれのある影響を防止。
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等に関する措置命令（回収命令、使用の中止命令等）を規定。

講ずべき措置

1. 基本的な方向性

- ◆補足議定書はカルタヘナ法で国内担保する。
- ◆遺伝子組換え生物等によって生物多様性に損害が生じた場合に求められる対応措置のうち、復元（緩和の一部を含む）については現行法で対応することが困難であるため、新たに措置を講じる必要がある。

2. 損害

- ◆生物多様性の保全を目的として現行法の下で保護されている地域や種の観点から、限定的に考えることが適当。
- ◆国内起源の遺伝子組換え生物等による損害も対象とすることが適当。

3. 措置命令の対象者

- ◆命令の対象者は、違法に遺伝子組換え生物等を使用等した者等に限定することが適当。

4. 対応措置

- ◆求められる対応措置は個別の事案に応じて判断される。例えば、生育・生息環境の整備、人工増殖と再導入等が想定される。
- ◆措置の内容は、実行可能で合理的なものとするのが適当。

名古屋議定書の国内担保措置の概要

背景

◆平成22年、日本が議長国を務めた第10回生物多様性条約締約国会議(於:名古屋)で名古屋議定書※1が採択。

◆平成26年発効。我が国は平成23年署名、未締結。92ヶ国・EUが締結済み。(平成28年末現在)

◆議定書は、遺伝資源の取得の機会及びその利用(研究開発)から生ずる利益の公正・衡平な配分(Access and Benefit-Sharing (ABS))を推進するため、

1. 利用国においては、遺伝資源が提供国法令を遵守し取得されることとなるように措置

2. 提供国においては、遺伝資源のアクセスへの同意・利益配分に係る相互合意条件の設定をとること等を締約国に求める(立法上・行政上・政策上のいずれの措置でも可)。



ABS指針案(告示)※2

1. 利用国としての措置

- ◆ 遺伝資源の適法取得情報を確認し、国内外に周知
- ① 議定書の義務を果たす提供国から遺伝資源を適法に取得した者は、その旨を報告
- ② 概ね5年後、利用状況の報告を要請
- ③ ①②の情報を用いて、適法取得のためのウェブサイトに掲載し、適法取得を周知(秘匿情報を除く)
- ④ 提供国法令違反の申立てへの協力(国内関係者からの情報収集)

2. 提供国としての措置

- ◆ 我が国に存する遺伝資源の取得について、当面は特段の措置を講じない。
- ただし、今後、社会的情勢の変化等を勘案して検討し、必要と認めるときは、所要の措置を講ずる。

3. その他

- ◆ 遺伝資源の提供者・利用者に対し、公正・衡平な利益配分契約の締結、利益の生物多様性の保全への充當を奨励等

締結の意義

国際ルール作りへの発言力の獲得

提供国の信頼獲得・遺伝資源の取得の円滑化

国内産業・学術研究の推進

生物多様性の保全等の促進

今後の予定

- ◆ ABS指針案について、パブリックコメントを実施(1/20~2/18)
- ◆ 名古屋議定書が我が国について効力を有する日にABS指針施行(受諾書寄託から90日目の日)

※1 生物多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書

※2 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針案

場所	検体の種類	確認件数
鹿児島県出水市	ナベヅル、ヒトリガモ、糞便、水検体等	30件
秋田県秋田市（※動物園）	コウチヨウ、シロフクロウ	6件
鳥取県鳥取市、米子市	コハクチヨウ、カモ類糞便	5件
岩手県盛岡市、滝沢市、一関市、花巻市、大船渡市	オオハクチヨウ、コハクチヨウ等	16件
宮城県登米市、栗原市	マガシ	2件
兵庫県小野市、西宮市、伊丹市	キンクワハジロ、コハクチヨウ、カモ類糞便	16件
北海道苫小牧市、北見市、白老町、上士幌町、音更町、厚岸郡厚岸町	オオハクチヨウ、ハヤブサ等	9件
新潟県阿賀野市、上越市、新潟市、村上市	コハクチヨウ、オオハクチヨウ	19件
茨城県水戸市、鹿嶋市、ひたちなか市、潮来市	コハクチヨウ、コウチヨウ等	62件
福島県福島市、鏡石町	オオハクチヨウ	2件
愛知県名古屋市（※動物園）、豊橋市、西尾市	シジュウカラガシ、コウチヨウ、スズガモ、水検体等	16件
青森県八戸市、三沢市、弘前市、平内町、むつ市、十和田市	オオハクチヨウ、オオタカ等	8件
栃木県真岡市、大田原市	オオタカ、オオハクチヨウ	2件
三重県多気郡明和町	オオタカ	1件
京都府京都市（※飼育下）	コハクチヨウ	7件
長崎県諫早市	ハヤブサ	1件
山口県山口市	ホシハジロ	1件
滋賀県草津市	オオバシ	1件
石川県加賀市	ヒシクイ	1件
大分県宇土市	ノスリ	1件

- 1 野鳥等における取組
- シーアスは、野鳥等において20道府県206例の高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)を確認。1シーズンで過去最高の確認件数。
 - 環境省では、各発見地の周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定するとともに「野鳥緊急調査チーム」の派遣等、野鳥の監視を強化。
 - 全国で野鳥の死亡が続発していることを踏まえ、12月27日に「鳥インフルエンザ等野鳥対策に係る専門家グループ緊急会合」を開催。野鳥の死亡が続発している地域での検査の効率化、給餌の見直しの周知等について合意。各都道府県に対し、この結果とともに、一層の監視の強化と迅速な情報共有の徹底を通知。

野生生物課鳥獣保護管理室

野鳥および家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ事例発生に係る環境省の対応について

平成29年1月31日

確認日	場所	種類	野鳥緊急調査 チームの派遣	野鳥監視重点 区域の設定日
11月28日	青森県青森市	あひる	12月1日～6日	11月28日
11月29日	新潟県関川村	採卵鶏	12月1日～3日	11月28日
11月30日	新潟県上越市	採卵鶏	12月6日～8日	11月30日
12月2日	青森県青森市	あひる	12月1日～6日	11月28日
12月16日	北海道清水町	採卵鶏	12月20日～23日	12月16日
12月19日	宮崎県川南町	肉用鶏	12月22日～24日	12月19日
12月27日	熊本県南関町	採卵鶏	12月28日～30日	12月27日
1月14日	岐阜県山泉市	採卵鶏	1月17日～19日	1月14日
1月24日	宮崎県木城町	肉用鶏	実施済み (12月22日～24日)	1月24日

2 家さんにおける取組

- 家さんにおいて高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、農水省が主体となって、処分等の対応を行っているが、環境省としても連携して以下の対応を実施。
- 発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、当該都道府県に野鳥の監視を強化するよう要請。
 - 管轄の地方環境事務所に、都道府県と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を指示。
 - 野鳥緊急調査チームの派遣。